

平成25年3月21日

規則第2号

改正 平成28年3月31日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、苫小牧市中小企業振興条例（平成25年条例第5号。以下「条例」という。）第12条第6項の規定に基づき、苫小牧市中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、条例第12条第4項に規定する者で次に掲げるもののうちから委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 中小企業者等
- (4) 経済団体
- (5) その他市長が適当と認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議長は、会長が行う。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうち、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、産業経済部産業振興室商業振興課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第6号改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。